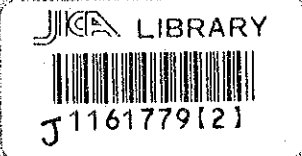


シリア・アラブ共和国 農産物品質向上計画調査 事前調査報告書

平成12年11月

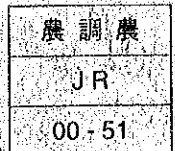
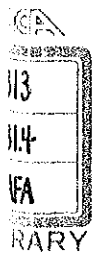


国際協力事業団

シリア・アラブ共和国農産物品質向上計画調査事前調査報告書

平成12年11月

国際



シリア・アラブ共和国
農産物品質向上計画調査
事前調査報告書

平成12年11月

国際協力事業団



1161779【2】

外貨交換レート

(2000年9月現在)

1 USドル = 106円

1 USドル = 46 シリアポンド

(2001年度明けに実勢50シリアポンドに
改訂される見込み。)

1 シリアポンド = 2.3円

序 文

日本国政府は、シリア・アラブ共和国政府の要請に基づき、同国の農産物品質向上に係る調査を実施することを決定し、国際協力事業団がこの調査を実施することとなりました。

当事業団からは、本格調査に先立ち、本格調査の円滑で効率的な実施を図るため、平成12年9月10日から9月23日まで14日間(一部団員は、9月10日から9月30日まで21日間)にわたり、当事業団 農林水産開発調査部 次長 松本訓正を団長とする事前調査団を現地に派遣しました。

同調査団は、シリア・アラブ共和国政府関係者との協議並びに現地調査を行い、要請背景・内容等を確認し、本格調査に関する実施細則(S/W)に署名しました。

本調査報告書は、本格調査実施に向け、参考資料として広く関係者に活用されることを願い、取りまとめたものです。

終わりに、本調査にご協力とご支援を頂いた関係各位に対し、心より感謝申し上げます。

平成12年11月

国際協力事業団

理事 後藤 洋

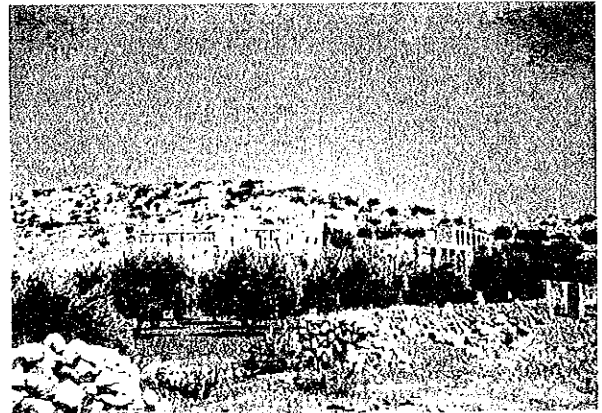
現 地 写 真



①農業農地改革省での協議



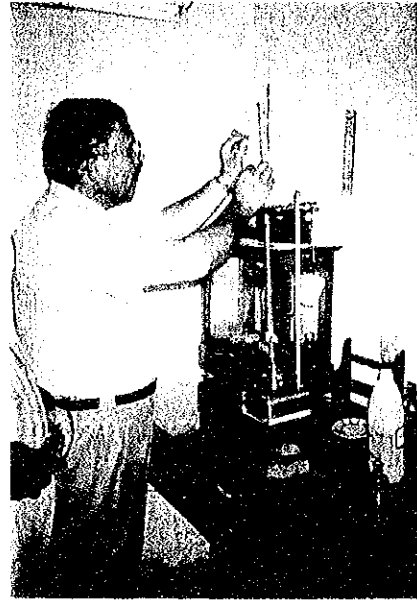
②ダマスカスの市場におけるオリーブ売り場(種類が多い)



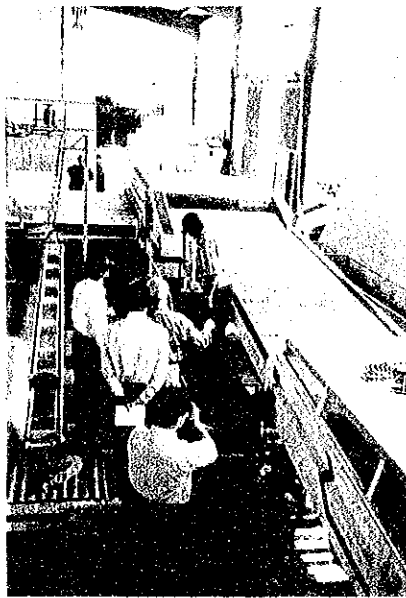
③アレッポ近郊のオリーブ畑



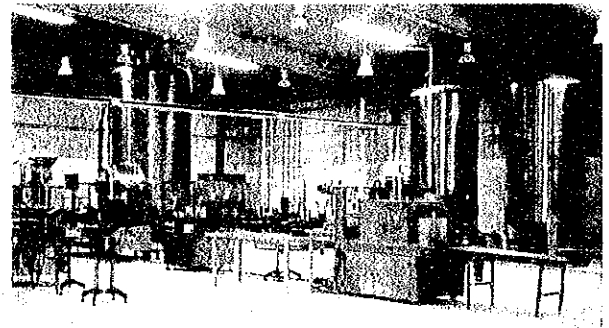
④国営オリーブオイル加工所の内部(施設が老朽化し、設備も旧式のものが多い)



⑤国営オリーブオイル加工所の品質試験器具(加工所内の事務所の一角に検査器具が置いてある)



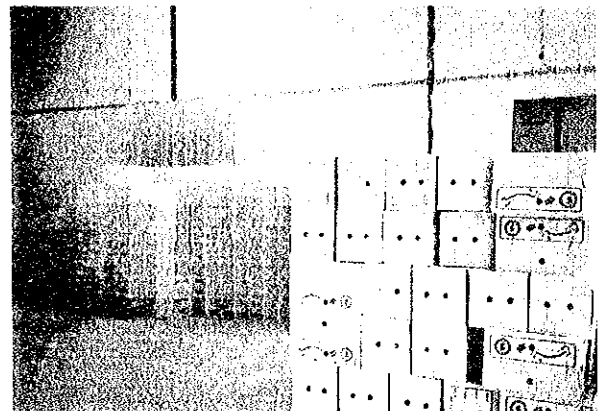
⑥民間果実選果場(洗浄から選別、分類まで一連の機材を導入している)



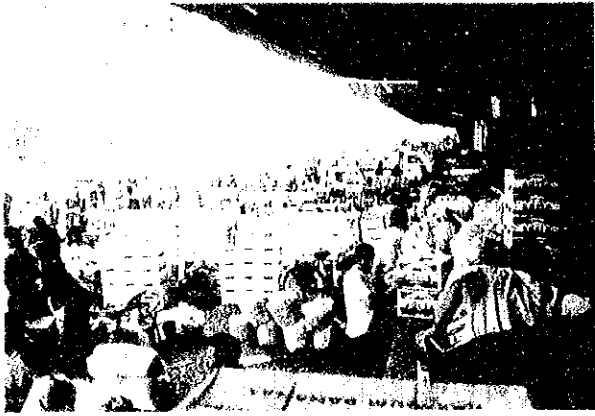
⑦民間オリーブオイル工場の内部(最新の貯蔵タンクや、瓶詰め、缶詰め機械を導入している)



⑧民間ジュース工場(果物加工工場)の果実搬入口(写真はトマトを洗浄し工場内に搬入する作業)



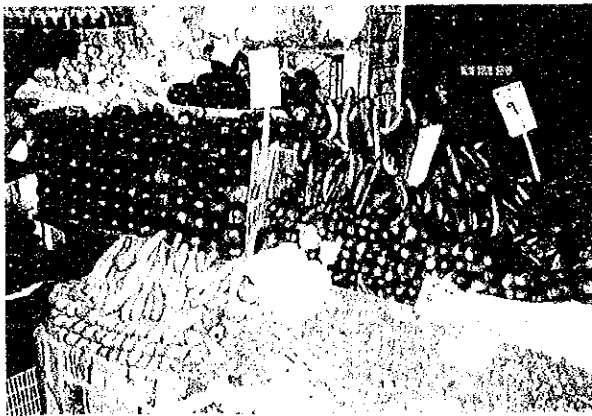
⑨民間選果場のコンテナ(左:市場流通用のプラスチックケース、右:販売用の段ボール箱)



⑩ダマスカスの市場(集荷風景)



⑪アレppoの青空市場(持ち寄った農産物を路上で直接販売している)



⑫ダマスカスの市場(ある小売店店頭、品物をきれいに並べて販売している)



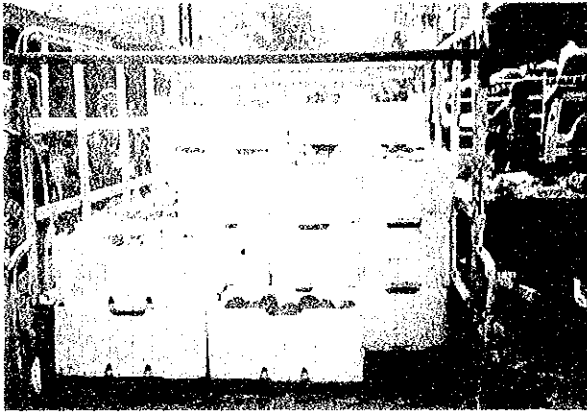
⑬アレppoの路上での売り買い(早い者勝ちでの野菜売り風景、消費者が自分で不良品を除いて選別している)



⑭販売用の段ボール箱



⑮アレppoの青空市場(道路際に台を並べて販売している。前出の路上販売と比べ、売り物を並べて販売している様子がうかがえる)



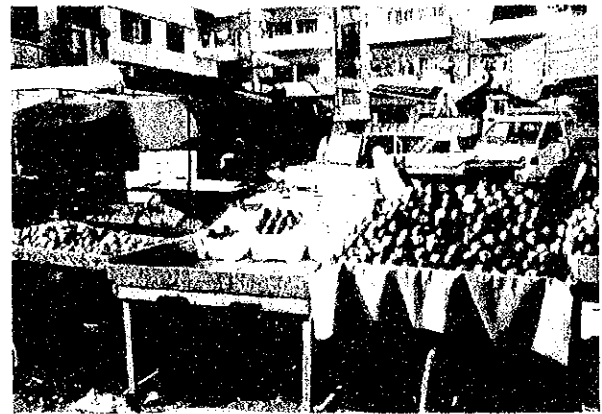
⑯運搬用コンテナ(発砲スチロールのもの、使い回している様子)



⑰運搬用コンテナ(プラスチック)



⑱運搬用コンテナ(木製)



⑲販売者によっては等級を選別して販売している例も少なくない(写真はリンゴを大きさ、いたみ具合で3段階に分け値段に差をつけて販売している様子)



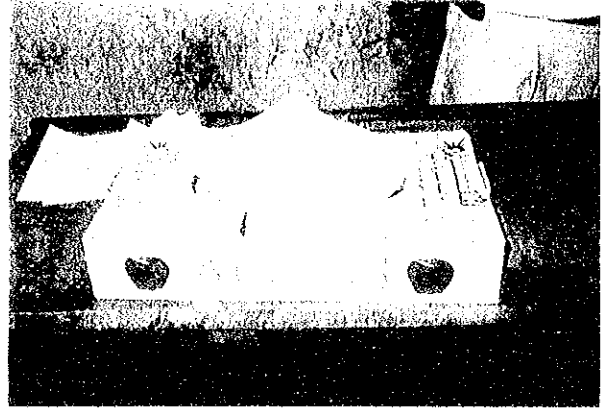
⑳コンテナのほか、袋詰めで運搬して来る者もいる。



㉑路上での販売では段ボール箱を使い回す者もいる。しかし、段ボール自体が古くなり変型しており農産物の品質は保持されていない。



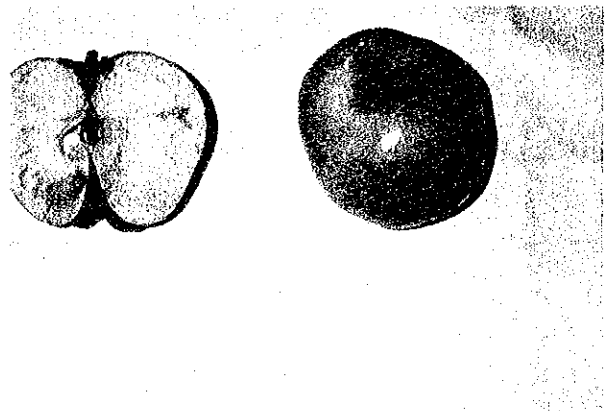
②スウェーデンのリンゴ畑(一本の木にかなり多くの実がなっている様子が見える)



③リンゴ出荷化粧箱(民間のリンゴ集出荷組合(業者)にて)



④リンゴの選果用具(プラスチックに穴が空いている簡単なもの、民間のリンゴ集出荷組合にて)



⑤スウェーデンの密入りリンゴ(まだ熟していないため渋気があるものの既に甘くなっている)



⑥農業農地改革省にてS/W、M/M署名(中央左:松本団長、右:ハッサン次官)

略語集

Damman (Dammena 複)	アラビア語で前渡し金集荷人
GMP	Good Manufacturing Practice (製造流通基準)
HACCP	Hazard Analysis and Critical Control Point (危害分析・重要管理点)
ICARDA	International Center for Agricultural Research in the Dry Area (国際乾燥地農業研究センター)
MAAR	Ministry of Agriculture and Agrarian Reform (シリア農業農地改革省)
SASMO	Syrian Arab Organization for Standardization and Metrology (シリアの製品管理基準)
SEBC	Syrian European Business Centre (シリア欧州ビジネスセンター)
SPC	State Planning Committee (シリア国家企画省)

目 次

序 文
地 図
写 真
略語集

第1章 事前調査の概要	1
1-1 調査名及び先方実施機関名	1
1-1-1 名称	1
1-1-2 先方実施機関(カウンターパート機関)	1
1-2 要請の背景及び経緯	1
1-3 事前調査の目的	2
1-4 調査団の構成	3
1-5 調査日程(実績)	4
1-6 主な面談者	5
第2章 協議結果概要	9
2-1 農業政策	9
2-2 調査目的の確認	9
2-3 調査対象(品目及び地域)	9
2-4 調査期間、工程及び目標年次	10
2-5 調査実施体制	10
2-6 生産から加工までの活動主体(国営企業、民間部門の比率)	11
2-7 予算、事業化資金	11
2-8 他ドナーの動き	12
2-9 カウンターパート研修	12
2-10 ファイナルレポートの公開	12
2-11 合意の記録	12
第3章 本格調査の留意点	15
3-1 本格調査の方向性	15
3-1-1 調査と計画策定のステップ	15
3-1-2 事業化の目処	15

3-2	品質向上計画策定の留意点	16
3-3	本格調査全般にわたっての留意点	17
3-3-1	調査対象品目	17
3-3-2	カウンターパート機関－農業経済局との連携	17
3-3-3	企画庁や工業省などとの連携可能性	18
3-4	調査及び分析に係る留意点	18
3-4-1	収穫出荷流通関連調査	18
3-4-2	需給・市場開拓関連調査	19
3-5	品質向上、市場開拓の課題解決方向	20
3-5-1	品質向上コンポーネント	20
3-5-2	生産・収穫・出荷・流通でのロス軽減策	22
3-5-3	出荷基準の改定は品質向上に寄与するか	22
3-5-4	生産・収穫・出荷・流通でのコスト低減策	23
3-5-5	永年作物の生産調整の可能性	23
3-5-6	マーケティングへの政府支援	24
3-5-7	需給動向の把握－“国内消費量は聞き込み調査が必要”	24
3-5-8	市場開拓関連情報－“系統だてて幅広く官民へ 民間業者の情報も系統的に整理分析”	25
3-5-9	品質向上効果の評価検証－その体制とノウハウ	26
3-5-10	農業保護諸制度	26
第4章	現地調査結果詳細	29
4-1	農業全般	29
4-1-1	農業の位置づけ	29
4-1-2	ゾーン別特徴(平成8年プロジェクト形成調査資料を参考)	30
4-1-3	進取の伝統と農地の個人所有は発展の活力源	30
4-1-4	強い民間部門－Public SectorとPrivate Sector	31
4-2	営農基盤	31
4-2-1	生産基盤	31
4-2-2	土地所有形態(平成8年プロジェクト形成調査資料を参考)	31
4-2-3	農機具所有状況	32
4-3	生産・出荷	32
4-3-1	柑橘類	32
4-3-2	オリーブ	33

4-3-3	リンゴ	33
4-3-4	トマト	33
4-3-5	営農・出荷に関する課題の整理	36
4-4	加工	38
4-4-1	基幹産業への脱皮に期待—食品加工業	38
4-4-2	食品加工業の将来性	41
4-4-3	食品加工業における官民格差	41
4-4-4	行政とのかかわり	41
4-5	流通	42
4-5-1	輸送	42
4-5-2	農産物価格の決定と流通	42
4-6	コスト	45
4-6-1	コストダウンの必要性	45
4-6-2	生産コスト	46
4-7	マーケティング(市場開拓)	47
4-7-1	市場情報の収集、外貨による商品力向上	47
4-7-2	国内関係機関の意見—“対策は模索中”	47
4-7-3	新販売会社の構想—“Fayha Al-Sham Company, 新たな模索”	47
4-7-4	外資の導入	48
4-8	関係する組織/人	49
4-8-1	培われた伝統と優れた人的資源	49
4-8-2	試験研究及び普及組織(平成8年プロジェクト形成調査資料を参考)	49
4-8-3	支援組織及び団体(平成8年プロジェクト形成調査資料を参考)	49
4-8-4	農業協同組合(Chamber of Agriculture)の取り組み	50
4-8-5	農業組合連合(The General Union of Peasants)	50

付属資料

1.	収集資料リスト	55
2.	訪問先面談記録	56
3.	要請書(T/R)	79
4.	実施細則(S/W)	84
5.	協議議事録(M/M)	90

第1章 事前調査の概要

第1章 事前調査の概要

本章では、事前調査団派遣までの背景・経緯と、事前調査団の構成、日程等詳細、主な面談者を取りまとめた。

1-1 調査名及び先方実施機関名

1-1-1 名称

和名：シリア国農産物品質向上計画調査

英名：The Study on the Quality Improvement of Agricultural Products in the Syrian Arab Republic

1-1-2 先方実施機関(カウンターパート機関)

和名：農業農地改革省(農業経済局)

英名：Ministry of Agriculture and Agrarian Reform, (Department of Agricultural Economics)

1-2 要請の背景及び経緯

「シ」国の国土面積約1,850万haのうち、約32%にあたる約598万haが耕地面積であり、農業は、GDPの約30%(1994年、サービス業約50%、鉱工業・建設業約20%)、労働者人口の29%を占める。

要請書によると、「シ」国政府は(1)GDPにおける農業分野の拡大と雇用創出、(2)食料自給の維持と輸出拡大、(3)農業を軸とする関連産業の育成を農業・食料政策の重点目標としている。

「シ」国政府はこれまで食料自給を確保するための努力を続けた結果、穀物、野菜、果物、畜産品などで大幅な生産量の伸びを達成し、近年では従来からの輸入を減らすとともに一部ながらEU諸国や湾岸諸国向けに余剰生産物(生鮮品及び加工品)を輸出するまでになっている。主要輸出品は、生鮮品ではトマト、野菜など、加工農産物では植物性油、オリーブオイル、砂糖、ジュース、缶詰、乳製品、綿などがあげられ、農産品・食料品の輸出額は「シ」国の全輸出額の30%を占めるまでになっている。

そこで「シ」国は、国内需要拡大とともに一部には外貨獲得も視野に入れた、農産物の品質向上、

加工・流通制度や関連施設の改善などを図るための調査及び調査に係る技術協力を我が国に要請してきた。

これを受け、開発調査の基本方針を次のとおりとした事前調査団を派遣した。

農産物の品質向上計画を策定する。主な項目は、①原料農産物の流通に関する制度・機構の改善、②農産物の加工・品質管理・検査に関する制度・機構の改善、③上記に係る人材育成である。調査は全国を対象として実施する。

(なお、事前調査の結果、要請内容と先方の実際の希望内容に若干の相違が確認されたため、最終的な本格調査の骨子は、第2章以降に改めて記載している。)

1-3 事前調査の目的

上記背景・経緯に基づき、要請背景及び調査関連の周辺状況や先方政府の意向などを、関係諸機関との協議及び調査予定対象地域の視察を通じて把握・確認する。そのうえで、実施調査の目的、対象地域、調査内容などについて先方調査実施機関である農業省をはじめとする関係機関と協議し、調査実施細則(S/W)及び確認事項を協議議事録(M/M)として合意、署名交換する。併せて、他ドナーや関連諸機関などへの聞き取りにより実施調査に必要な最新の関連諸情報を収集する。

1-4 調査団の構成

団員名 Member	担当業務 Assignment	所 属 Organization
松本訓正 MATSUMOTO Kunimasa / Mr.	総括 Leader	国際協力事業団 農林水産開発調査部 次長 Deputy Managing Director, Agriculture, Forestry and Fisheries Development Study Department, J I C A
大箸 誠 OHASHI Makoto / Mr.	農産物加工・品質管理 Agricultural Processing and Quality Control	農林水産省 食品流通局 企業振興課 (産業構造班) 国際係長 Chief, International Section, Food Industry Promotion Division, Food and Marketing Bureau, Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries
小野寺 昭夫 ONODERA Akio / Mr.	営農 Farming for Agricultural Processing	農林水産省 東北農政局 生産流通部 野菜課 振興係長 Chief, Development Section, Vegetable Division, Production and Marketing Department, Tohoku Regional Agricultural Administration Bureau, Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries
谷岡 潔 TANIOKA Kiyoshi / Mr.	市場調査 Marketing	株式会社プロジェクト経済研究所 主任研究員 Senior Economist, Institute of Project Economics
加藤 憲一 KATO Kenichi / Mr.	調査企画 Project Planning	国際協力事業団 農林水産開発調査部 農業開発調査課 Staff, Agricultural Development Study Division, Agriculture, Forestry and Fisheries Development Study Department, J I C A

1-5 調査日程(実績)

日順	月日	曜日	内 容		宿泊等
1	9月10日	日	移動(東京11:20 NH201→15:40 ロンドン)		ロンドン
2	9月11日	月	JICA 英国事務所にて情報収集 移動(ロンドン15:25 BA6707→22:35 ダマスカス)		ダマスカス
3	9月12日	火	先方機関表敬、第1回S/W協議		ダマスカス
4	9月13日	水	第2回協議、小売り市場視察		ダマスカス
5	9月14日	木	A班: Agricultural Chamber's Federation Bureau、 果物野菜公社本社、Damascu 小売り市場調査 B班: 移動(Damascus→Aleppo) ICARDA、EUセンターにて情報収集		ダマスカス アレッポ
6	9月15日	金	移動(Damascus→Aleppo)		アレッポ
7	9月16日	土	Aleppo 農業局、オリーブ集荷精製業者(オリーブオイル工場視察)、 国営オリーブ工場、移動(Aleppo→Idleb) 農業省オリーブ局 移動(Idleb→Lattakia)		ラタキア
8	9月17日	日	Lattakia 卸売兼小売市場視察、Lattakia 農業局、 果物野菜公社 Aleppo 支社、民間集荷・輸出業者、 オリーブ加工場、柑橘類栽培農家、ジュースなど加工工場 移動(Lattakia→Damascus)		ダマスカス
9	9月18日	月	移動(Damascus→Suweida) Suweida 農業局、リンゴ集荷業者聞き取り(貯蔵施設視察)、 リンゴ農園、移動(Suweida→Damascus)		ダマスカス
10	9月19日	火	第3回S/W協議、小売り市場視察		ダマスカス
11	9月20日	水	第4回S/W協議、M/M作成		ダマスカス
12	9月21日	木	S/W及びM/M署名、大使館、JICA 事務所報告		ダマスカス
13	9月22日	金	移動 (ダマスカス06:35 OS710→ 09:35 ウィーン、 13:50 NH286→)	(谷岡団員) 追加調査	機中 /ダマスカス
14	9月23日	土	帰国(→東京08:20)	農業省にて日程調整、 関連情報収集	ダマスカス
15	9月24日	日	/	農業者組合連合聞き取り	ダマスカス
16	9月25日	月		生鮮品及び加工販売"Gadak"社、 AGROSYR社(準公営)	ダマスカス
17	9月26日	火		食品加工公社聞き取り及び視察、 シリアコンサルタント局聞き取り	ダマスカス
18	9月27日	水		ダマスカス商工会議所聞き取り(準公営)	ダマスカス
19	9月28日	木		農業省と最終打合せ、JICA 事務所報告	ダマスカス
20	9月29日	金		移動(ダマスカス→ウィーン→)	機中
21	9月30日	土		帰国(→東京)	

1-6 主な面談者

シリア側

Ministry of Agriculture and Agrarian Reform

Mr. Mohamaed Khazma	Director, Directorate of Agricultural Economic
Mr. Bashar Friesh	Director, Directorate of Arab & International Relations
Dr. Adonan Zowain	Agricultural Economist, Directorate of Agricultural Economic
Ms. Yusura Ishak Samzas	Directorate of Arab & International Relations
Mr. Issam Haj Hassan	Directorate of Arab & International Relations
Mr. Abdul Kadar Isa	Director, Directorate of Agriculture in Aleppo
Mr. Marher Hajjar	Engineer, Directorate of Agriculture in Aleppo
Mr. Mufid Khaizaran	Director, Olive Bureau, Idleb
Dr. Feiruz Sberh	Director, Directorate of Agriculture in Lattakia
Mr. Mahmoud Haddad	Directorate of Agriculture in Lattakia

Other organization

Mr. Omar M. Al-Shalat	Chairman of Federation of Agricultural Chamber
Mr. Ali Ali Adib	President, "National Packing & Storing Co."
Mr. Bashard Bajur	Director, Lattakia Branch, Fruits and Vegetable Company
Mr. Fadel Kanjo	"NADEL" olive oil factory
Mr. Swein Rcey	President of an olive oil factory
Mr. Abdul Ilah Adib	President, S.A.Co.Ltd.
Mr. Gassan Sultani	A citrus farmer
Mr. Nabil Sihada	Staff, "UGARIT" juices company
Mr. Hariri M.	A trade and storage company
Dr. Samir El-Sabae Ahmed	Head, Human Resources Development, I C A R D A
Dr. Nouredin H. Moma	Agricultural Economist, National Consultant, I C A R D A
Dr. Faik Bahhady	Cousultant, Sheep & Range Management, I C A R D A
Mr. Joao Monteriro Paes	Deputy Team Leader, Syrian-European Business Centre
Mr. Philippe Amer Chite	Consultant of Export Promotion, Syrian-European Business Centre

日本側

在シリア日本国大使館

天江喜七郎 特命全権大使

松良 精三 二等書記官

JICAシリア事務所

小澤 勝彦 所長

安田 匡範 企画調査員

松川 昭 個別派遣専門家

湖東 朗 個別派遣専門家

古川 良茂 個別派遣専門家

JICA英国事務所

神谷 弘司 所長

吉崎 史明 企画調査員

Mr. Kamel Hajwan

日本語－アラビア語通訳

第 2 章 協議結果概要

第2章 協議結果概要

本章では、事前調査団派遣前の懸案項目に基づき、現地での協議及び視察の結果を記載した。前段で概要を示し、3-2以降で詳細な調査結果を記述している。

2-1 農業政策

要請書には、食糧農業政策として農業振興によるGDP増大や雇傭創出、食糧自給率の向上などが記載されているが、「シ」国の国家計画は非公開であり（JICA事務所でも入手できないとの情報）、文書での確認はできなかった。そこで協議時に先方農業省から本案件に関する政策を確認した。

先方との協議のなかで、「シ」国内農業生産が量の拡大から質の向上へ移り、「シ」国政府は、農産品の生産、収穫、出荷や流通（集荷、輸送、販売）、加工の各レベルにおけるコスト低減や商品ロスの削減、マーケティング体制の確立などによる農産品の品質向上を通じて農家所得の向上に取り組むことを求められていることが分かった。

2-2 調査目的の確認

要請書のタイトルには輸出振興が掲げられていたが、要請文には輸出振興とは記載されていない。協議及び視察の結果、現時点では生産、出荷段階から流通段階における農産物の品質向上と市場開拓の体制構築が急務であり、品質向上など市場対応力の強化による農家所得の向上を主目的とした調査を実施すべきとの結論に達し先方も合意した。

さらに将来に輸出を目的とする場合であっても、我が国の生産者へ影響が出ないよう配慮することで先方実施機関も同意した。なお、「シ」国は地中海ミバエの発生国である。

調査の目的に関連し、本邦出発前に懸案となっていた案件名称（英文）は、「Quality Improvement of Agricultural Products」とすることで先方と合意した。

2-3 調査対象（品目及び地域）

事前調査団派遣前の情報では、現在のシリア産加工品として、柑橘類のジュース、リンゴジュ-

ス、マンゴジュース、トマト加工品、オリーブオイル、オリーブオイルせっけん、ひよこ豆ペースト、ケチャップ、ワインなどがあげられていた。

協議では対象品目として6品目の一次品、加工品が先方から要請されたが、協議及び現地踏査の結果、(1)柑橘類、(2)リンゴ、(3)オリーブ／オリーブオイル、(4)トマトの4品目が選定された。

オリーブオイルについては、我が国に生産実績はほとんどないものの、先方よりマーケティングのノウハウや生産段階での損失削減などについて、経済分析等を通じて具体的に指摘してほしい、客観的に改善提言を得たい旨再三の要請があったことにより採択した。

他の要請品目である(5)ジャガイモ、(6)タマネギは、大半が選別出荷されて流通していることに加え、品質(大きさ、味など)が相応のレベルに達していると判断されたため協議時には採択しなかったが、調査団帰国後本邦でさらに検討した結果、最後まで先方が関心を示していたジャガイモも対象に加えることとした。

調査対象地域は、要請書にも特定されていなかったが、協議の結果、S/Wに記載したとおり、各品目の主要な生産地、加工地、消費地とし、データ収集はシリア全国を対象とした。

さらに、品質向上手法の比較のため、主要生産(競合)地、主要消費地における品質、価格及び需給についての調査を実施する(本格調査の日本国内作業で主要地域の生産量、消費量、取引情報などを収集する)。

経緯等詳細は、後述する。

2-4 調査期間、工程及び目標年次

調査期間及び工程はS/Wのとおりである。

事前調査中に関係者から、「本件のような政策支援型案件は経済情勢の変化が早いことから、その成果を迅速に活用するために、品目別の調査結果を中間段階でも先方に提示する必要がある」との助言があった。したがって、各品目の収穫・出荷時期を勘案しつつ極力迅速に調査を実施するとともに、中間分析結果をタイミング良く先方へ提出することとする。その際、提案部分は作業監理委員会後に示すこととする。

2-5 調査実施体制

要請書には、農業農地改革省が主体となること、ステアリング・コミッティとして同省のほか

経済貿易省、産業省が記載されていた。

しかしながら農業省側は、本格調査の主体はあくまで農業農地改革省であり本格調査の過程で関係省庁での情報収集や視察が必要であれば、関係省庁との調整を図ると主張した。このため、本格調査の方向性と詳細項目が決定したあとに、農業省以外の省庁や関係組織での情報収集や視察に際しては農業省を通じた十分な調整が必要となる。

2-6 生産から加工までの活動主体(国営企業、民間部門の比率)

要請書及び事前情報では、農産物加工場の私有化が最近認められ今後は民間資本の参入による農産物加工業の振興が期待されているといった民間主導を示唆する情報のほか、野菜と果実の流通は国営企業が主体との情報もあり調査対象があいまいであった。

調査の結果、生鮮農産物の生産や出荷に国営会社はないこと、生鮮農産物の流通の主体は民間部門であり国営企業のシェアは小さいことが判明した。このため、本格調査の対象は、生産流通関係者、関連産業団体などの民間部門が中心となる。また、品質向上に向けた関連産業の努力や産業間の連携も重要と見込まれることから、品質向上政策の立案と指導にあたる関係行政機関の機能や力量、省庁間連携の可能性も調査対象となる。

一方、協議の過程で本件要請元の農業農地改革省農業経済局は、加工業は農産物を含めすべて工業省の管轄であることから、管轄外の農産物加工業を本格調査の対象に加えることに再三にわたり難色を示した。

したがって、加工品であるオリーブオイルの調査範囲は他の品目より狭くなる可能性が残るので、農業省管轄のオリーブ局の関与の是非を見極めつつ提言に必要な最低限度の調査の実施を農業経済局に了解させ工業省との調整を要請する必要がある。

そのほかの品目は生鮮品の生産、出荷、流通過程での品質向上とこれに基づく農家所得の向上を目的に調査範囲を決定することになる。

詳細は、後述する。

2-7 予算、事業化資金

本格調査の結果は、農業者、集出荷業者、加工業者、販売業者など民間を中心に裨益すると見込まれるので、提案事業に必要な資金については、国内調達のほか外国からの投資も念頭においた幅広い調査が求められる。

他方、行政の関与が見込まれる品質基準の設定・改訂、公共流通機構の整備、市場情報の収集・提供システムの整備などに必要な資金については、国内資金や外国からの投資のほか、提案内容によっては援助関連資金を得る可能性についても調査する必要がある。

2-8 他ドナーの動き

「シ」国にあるEU関連機関で聞き取ったところでは、EUとして「シ」国に農業生産を拡大するような協力は行っておらず、果物・野菜公社や食品加工業界(特にトマト)の現状と課題などを把握する調査を実施しているとのこと。他ドナーも農業協力は少ない模様であるが、案件がある場合には本格調査との重複を回避するよう留意する必要がある。

2-9 カウンターパート研修

M/Mのとおり、先方から要望があった。ただし、研修分野については本格調査の方向や詳細項目とも関連するので、本格調査にて詳細を詰めつつ今後検討していくこととした。

2-10 ファイナルレポートの公開

ファイナルレポートの一般公開の可否を確認したところ、農業省側から、現時点では公開の可否を決定せず、先方の援助窓口機関である国家計画局(State Planning Commission)と合議したいと申し出があり、その旨M/Mに記載した。

これは、過去の開発調査案件でも実際に収集した情報・データを検討してから順次公開の可否を決定したいという「シ」国側の事情に起因している。

2-11 合意の記録

業務実施上の留意点として、先方との間で調査方針などの意思決定を行う際には、可能な限り文書で合意することが望ましいとの助言を得た。これは、人員の交代が激しいこと、同一人物でも文書に残っていない場合はその決定がくつがえることがあるため注意が必要とのことであった。

第3章 本格調査の留意点

第3章 本格調査の留意点

本章では、事前調査結果に基づく本格調査の望ましい方向性と本格調査実施にあたっての留意点を取りまとめた(データ、聞き取り結果などの現地調査の詳細な結果は、第4章に記載している)。

3-1 本格調査の方向性

3-1-1 調査と計画策定のステップ

- ① 下記②、③に関係する事項の実状を解明し解決策を探ることとして、生産、収穫、出荷、流通(集荷、輸送、販売)、加工、消費、市場開拓などに係る諸調査を実施し、分析する。課題と解決策については、既に指摘されているもののほか今後に想定される主な事項を含めて検討する。
- ② 諸調査の分析結果を用いて対象品目の需給、価格、品質や需要者のニーズなどについての現状と近未来予測の他、品質向上のための課題(マーケティング、コストダウン、商品ロス削減など)及びその理論的解決方法を記載した産業報告書を作成する。
- ③ 上記②の理論的解決方法に関係するセクター(農業省及び関係省、農業者、加工業者、流通業者、輸送業者、消費者など)の執行能力を評価する。
- ④ 上記②の解決理論をたたき台として、「シ」国社会の特徴や国内の技術水準、上記③の各セクターの執行能力などを加味して検討し、具体的課題解決政策と振興方策を記載した品質向上計画を策定する。

3-1-2 事業化の目処

「シ」国政府の防衛力重視の財政状況をみれば、品質向上計画に提案された事項を実施する農業者や流通業者への政府支援は大きくないと見込まれる。

農業者や流通業者は、農業省が政策方向と誘導策や規制策を明確に示し、普及指導を十分に実施するならば、政府支援の有無にかかわらず自力で目標達成すると見込まれる。

個別の農業者や流通業者の能力を超える技術移転には、政府の促進活動に対する機材供与や技術専門家の派遣などの支援により具体化が見込まれる。

本格調査後に品質向上の進捗程度をモニターし産業報告書を更新するための調査を提案する場合には、本格調査で構築したネットワークシステムや技術・ノウハウの十分な移転が必要となろう。

3-1-2-1 生産・収穫・出荷・流通での作業改善策—先進地に学ぶ

出荷前の品質や価格についての先進地や当該品目の世界動向に詳しい調査会社はどこが良いかを広く検索して見極めることが重要である。また、本格調査後の農業省の調査体制継続のために、この調査会社から学びたい事項と要点をあらかじめ整理しておき、調査後の教訓として引き出したい。

3-1-2-2 品質向上先進国トルコの強み

農産物の品質向上と市場開拓に成功したトルコでは、品質向上要素のほかに流通関連セクター間の連携にも注目したい。冷蔵品は、積み替え地点で品質低下を招きやすいが、ここで陸送部門と空輸部門が迅速な積み替え業務で連携し高品質を実現している。

このような事例を「シ」国の部門間連携へ応用することを企画して良いのか、各部門の現在の實力と将来の可能性を分析しておきたい。

3-2 品質向上計画策定の留意点

卸売—“入札制卸売市場は創れないか”

現在の「シ」国の卸売市場では、地方集荷人や農業者が農産物を搬入し卸売業者と直接に取り引きしている。相場の成り行きを相互に読み、いながらの伝統的駆け引きを行っており、卸売業者—小売業者の間の取引も同様である。

総合的需給情報システムを備えた入札制卸売市場などが創設されれば、農民—卸売市場—小売業者—消費者が公平な位置関係に置かれることとなり、物流・流通が改善されるのではないと思われる。この点について我が国の卸売市場制度のノウハウを生かすことができると思われる。

注：④、⑤の提案は、「シ」国の政治・経済・社会に深くかかわる問題をはらみ、社会主義経済政策及び伝統的商習慣において利害関係者も多層に存在すると推測されるため、その提案には十分なる配慮が必要である。

- 1 産業報告書とは、当該産業の現実の姿や特徴、将来方向や発展の課題、その解決理論などととも、経済政策や関連産業の変化への当該産業の対応力などを記載したものである。一般的には、当該産業や関連産業への投資の妥当性を判断する材料となるもので金融機関やシンクタンクが作成にあたる例が多い。

3-3 本格調査全般にわたっての留意点

売れる農産物には、品質や価格に応分の競争力が必要である。「シ」国政府が、前述のコンポーネントを実行に移す強い動気づけがほしい。「シ」国農産物にとって今後重視すべき品質向上の要点とは何か、その実現による利益はどの程度かを説明したい。

荷傷みのロスや未分級出荷が農家収入をどれだけ減らしているか、どの程度のコスト削減が可能なのか、市場開拓では各セクターは何をすれば何がどう変わるのか、荷不足時に出荷するためにはどれだけの貯蔵能力の拡大が必要か、そのための投資額と回収期間などが程よく見極められるよう調査内容を練り上げたい。

各コンポーネントのメリットがぼんやりしている場合には定性的に、定性的なメリットが明確な場合は定量的に、簡素簡潔な説明を可能とする調査としたい。

特に農家に対しては、所得向上のための品質向上には何が課題か、解決するメリットは何か、どうしたら解決できるかを理解させ、実行させ得る政策提案が望まれる。

3-3-1 調査対象品目

オリーブオイルを除き生鮮農産物が具体的に要請されたが、柑橘類は実名が要請されていない。先方の優先順位を確認し、1品目以内としたい。

3-3-2 カウンターパート機関—農業経済局との連携

本格調査の実施機関は農業省農業経済局であり、主な連携機関としては主要生産県の農業局（農業省管轄下）が加わることになる。

この調査企画の段階で、農業経済局と主要生産県の農業局を結ぶパソコンネットワークシステムを想定し、情報収集や入力作業を担う地方組織や農業経済局内でこれら情報を分析し取りまとめる人的体制を構築する。

本格調査団長のC/Pは農業経済局長であるが、調査中の交代もあり得るので、交代によるトラブルや調査の遅延を極力避ける工夫が望まれる。

S/Wやミニッツなどに基づき本格調査の最初の段階で、団長と局長の相互の役割分担や権限と責任の所在、調査方針などの変更手順や事務処理手続きなどを十分に詰め、書面で残しておきたい。

加えて、各団員とC/Pとの業務分担と責任範囲、事務施設や事務機器類の財政措置あるいは各種トラブルの処理システム等を具体的に確認し、調査終了まで有効となる約束を固める必要がある。

3-3-3 企画庁や工業省などとの連携可能性

農業経済局長は、S/W協議のなかで食品加工部門を所管する工業省から関与されたくないとの意向を再三にわたり明確に示した。

各省庁の仕切りや縦割りは堅固でその壁も高いと見られ、加工部門を含めた政策立案や加工部門との事業連携は、企画庁などから明確な指示がない限りその実現は困難と見込まれる。

また、品質向上計画には、国民に食糧や物資を提供する供給省や輸送産業とこれを管轄する省庁との連携を提案することも視野に入れておきたい。

省庁間の連携が必要な場合には、閣僚などハイレベルの決断を促すとともに関係省庁間の調整や連携の手続きの文書化も不可欠と見込まれる。

特に加工品であるオリーブオイルの調査では、一次加工場、精製工場の数や能力、品質、コストなどの精査が必要だが、最初の段階で関係政府機関の了解を得るよう農業経済局長へ申し入れる必要がある。

この申し入れを農業経済局長が渋る場合は、事前調査団が大臣と会見した際に大臣が何でも協力すると発言していること、局長も事前調査団長へその旨約束していることを指摘して良い。

3-4 調査及び分析に係る留意点

3-4-1 収穫出荷流通関連調査

対象品目の品質区分ごとに収穫量、出荷量、単価や選別出荷されている比率、荷姿や容器、輸送や加工品の貯蔵などの実状、各作業ステージのコストとロス进行调查分析する。諸課題とその理論的解決策産業報告書に記載するとともに、別途需要者ニーズに対応し得る改善策を検討する。

3-4-1-1 収穫出荷流通関連調査の部分委託

農業者や流通業者からの聞き取り調査には、近隣大学の農学部やICARDAの農業部門、農業省の普及組織など関係調査に経験を有する者を選定したい。

これらの者は関係調査だけでなく農民指導にあたるものとしても期待されるが、品質の概念は国民レベルで不足していると見られることから、調査指導にあたる人材には品質向上教育が不可欠であろう。短期間での人材育成が困難な場合には、品質の概念を熟知した者を広く(NGOを含む)探さなければならない。

特に農業省の普及組織は農業統計調査に参画しているが、本格調査企画時に本来業務や関連調査についての実績からその能力と信頼度を調査評価し、本件調査の部分委託の可能性や普及当局の合意の可能性や条件などを確認し、能力に見合った業務委託を企画すべきである。

3-4-1-2 収穫・出荷・流通・関連調査での留意点

- ① 各品目とも農場段階での品質向上(大きさ、形、色、味)への取り組みを強化するため、出荷基準の改訂やハード施設(収穫機、収穫用資材、選果施設、貯蔵施設、輸送用資材など)整備の実現条件を評価しておきたい。
- ② 出荷基準、ハード施設整備の検討においては、消費者ニーズを把握したうえで投資に見合う効果を検討しておきたい。
- ③ 出荷基準の活用、ハード施設の整備を周知するため、普及組織などを通じた農家指導が必要と思われるが、普及組織が機能していないとの見方もあることから、組織能力も評価しておきたい。

3-4-2 需給・市場開拓関連調査

対象品目の主要消費地域における代表的な品質区分ごとに、需給や品質、単価、流通形態等の実情のほか、消費者や加工者が出荷流通側に期待している供給量、単価、品質、荷姿、輸送手段や輸送期間などを調査分析する。

ここに含めるべき現状と将来動向に係る調査項目は以下のとおり。

- ① 土地所有形態
- ② ‘The General Union of Peasants’ と農民との関係
- ③ 農業者と農産物買付集荷人との関係
(‘Danman(単)あるいは’ Dammena(複)なる‘前渡し金集荷人’の商慣習がある)
- ④ 輸送・保管施設
- ⑤ 卸売市場及び小売り市場
- ⑥ 製品検査施設
- ⑦ 生鮮物取扱い並びに農産加工における官民部門の活動
- ⑧ 外資導入法の実施状況
- ⑨ 民間部門への資金供給量と外国からの資金流入量
(‘民間銀行’創設の動きも含めて)

3-4-2-1 需給・市場開拓関連調査での留意点

- ① 事前調査では、オリーブオイルを除く生鮮品の品質向上と市場開拓がテーマとなったため、加工業の現状や課題などについては、今回調査において詳細に把握できなかった。

- ② 潜在失業率20%の国内状況を考えれば、将来に農産品加工業の育成により雇用機会の創出を図ることは重要と思われる。また、その場合の資金調達方法(外資導入も含めて)とその可能性についても本格調査の目標となろう。
- ③ さらに、「シ」国農業省は市場情報収集体制の構築やマーケティング能力の獲得を強く希望しているが、体制構築やノウハウ移転を可能とするためには、「シ」国指導者の育成策の提案も必要である。

3-4-2-2 需給・市場開拓関連調査一部分委託先の選定は慎重に

本格調査における市場調査は、部分委託することが時間的に適切な対応であるが、調査会社選定にあたっては欧米系の調査会社を中心に十分なる配慮を必要とする。

目的と項目の明細を提示したうえで見積りを取り付け、個別項目を詳細にチェックし契約条件を整えることが不可欠である。

調査費用は、通常人月ベースで決められる(英国での相場は、1日当たり250-500英ポンドと幅がある)。

対象国についてしっかりした手持ちの資料があり、かつ現地での駐在先、またはコレスポネンスを確保している調査会社が良いと思われる。現地出張調査費などを別勘定として費用増額要求をしてくるのが常套であるので留意したい。またコンサルタント自身の資料で補足して再委託部分を最小化することも経費節減となる。

一方、日本の大手食糧商社も応分の情報をもっているため、まずはここから入手し、不足部分を調査会社へ委託する方法もある。

3-5 品質向上、市場開拓の課題解決方向

3-5-1 品質向上コンポーネント

本格調査で策定される品質向上計画には、各農産物の生産、収穫、出荷、流通(集荷、輸送、販売)、加工、消費の各段階で品質向上などの生産農家の所得向上に必要な政策と官民の体制構築、各農産物の市場開拓を促進させるために必要な政策と官民の体制構築(ハードとソフト)を提案する。併せてカウンターパートに対し品質向上の進展の程度や需給動向をモニター分析して年次別の産業報告書を自ら作成するノウハウを移転する。

供給が需要をやや上回る状況で想起されたコンポーネント(栽培管理を除く)。このほかにも考えられるので、幅広く検討したい。

○印は、先方との協議過程で想起されたコンポーネント。「シ」国で実行可能なものを提案し

たい。

◎出荷者、流通業者等民間の対応要素

① 出荷単価の維持向上

1-1 短期的要素(品質向上が中心)

○適期出荷のための市場情報の入手

○適期内出荷の品質向上

○ロスの削減

○傷果の削減：収穫時、圃場出荷時、庭先貯蔵時、箱詰め時、輸送時
収穫用具、安全運搬容器の開発

○品質劣化の抑制：冷蔵化(輸送時、貯蔵時)

高品質貯蔵装置、輸送の迅速化

○分級出荷の促進：出荷基準の策定改訂普及指導、出荷検査の適正執行

○適期外出荷の拡大：貯蔵能力の拡大、加工用出荷の拡大

1-2 中期的要素(市場開拓が中心)

○中期需給均衡のための市場情報の入手

生産調整政策の可能性検討

収穫期の拡散：早生品種晩生品種の開発導入

卸売り市場及び入札売買制度の可能性検討

○加工産業の育成

② 経営利益の拡大

○コスト削減：

生産資材、収穫出荷、労賃、輸送、分級選別、貯蔵、冷蔵冷凍、そのほか
加工産業などへの政策融資の金利、受発注・決済手続き(IT化など)

③ 生産・出荷・流通に係る経験・課題などの行政への提供

○各種調査への情報協力

◎行政の対応要素

④ 市場情報の収集分析体制の確保(生産・収穫・出荷・流通・消費・全体需給など)

○定期的調査体制(普及組織、農学部、NGOなど)の確保

- 先進地調査体制(駐在員、調査代理人など)
- 民間業者の経験ノウハウ調査体制

⑤ 品質向上・市場開拓計画の策定・推進・モニター・評価

- 各産業の特徴・課題・解決方法の解明
 - 産業報告書の策定
- 各産業の品質向上・市場開拓計画の策定推進
 - 関係省庁の連携
 - 関係産業政策の共同企画推進
 - 関係産業への指導普及
 - 市場情報の関係者への提供
 - 品質概念の国民普及

○品質向上の進捗度のモニター評価

- モニター調査
- 産業報告書の改訂
- 計画の見直し

⑥ 品質向上・市場開拓計画の他品目への応用

3-5-2 生産・収穫・出荷・流通でのロス軽減策

① 傷果ロス

取扱い時の衝撃などによる荷傷みロスを、収穫、分級、梱包、一次貯蔵、出荷、輸送など各段階での量と額の両面で把握する。収穫や一時貯蔵の手法は主に何通りあってどの地域ではどのような比率かを明確にしてその地域のロス軽減の方策を検討し、優れた手法を農民に普及させることが必要である。

② 未分級ロス

未分級出荷によるロスや収穫後に時間比例で増えるロス、未冷蔵ロスについてもその量や額を把握したい。

③ 品質劣果ロス

3-5-3 出荷基準の改定は品質向上に寄与するか

流通業者は、一定以上の品質をもつ農産品をより多く確保するために、品質の高い生産が可

能な農業者を見つけて、技術指導を加えその効果を確認して買い付けるとのことであった。

これらの流通業者の一部は、出荷段階の品質向上には政府の出荷基準の改定が必要と考えており、なかには理論的ながら罰則も有効との意見もあった。生産出荷者や流通業者への罰則の効果を含めた技術基準改定等の効果などを検証したい。また、改定基準の普及にはどのセクターの活動が効果的か普及にはどの程度の期間が必要かも見極めたい。

一方、出荷品への品質検査については、品質向上に向けた検査の必要性や効果、検査制度の現状、検査体制の適正規模、検査機関の運営は官民のどちらが効果的かなどについて、イスラム社会、「シ」国の伝統社会の特徴も加味して分析・評価しておきたい。

3-5-4 生産・収穫・出荷・流通でのコスト低減策

商品販売での最大の競争力は価格といわれている。「シ」国では農民の生産活動を確保するため、農業生産資材を低価格で供給する場合があると聞くが、低コスト生産手法を幅広く検索検証し、その手法を普及指導する体制を構築することが必要となるため、生産収穫出荷に係るコストを的確に分析し、主要コストのウエイトや低減の可能性を見極めたい。

- ① 生産資材費の領域では、品質維持を条件に資材投入量を減らせるか、化学肥料代替有機物の投入がどれだけ可能か、資材単価の切り下げは実現できるかなど幅広く仮提案して評価し順位づけたい。
- ② 労賃の領域では、作業量を減らせる新しい技術開発の可能性はあるか、システムは導入できるか、労賃単価は下がらないか、労働者の能力向上の仕組みは導入できないかなどを検討する。地域の雇用確保と熟練作業者の育成可能性など、社会的な影響を含めて対応策を順位づけたい。
- ③ 輸送費・倉敷料等
そのほかのコストについても削減の可能性を追求したい。

3-5-5 永年作物の生産調整の可能性

「シ」国における永年性作物の生産調整の可能性について見極めておきたい。「シ」国内を見て回ると、山裾や土漠で大きな岩石を転がして境界をつくり、小さな石を砕いて耕土とする光景が見られる。「シ」国の農地は、こんな努力を先祖代々続けてでき上がったものと思える。ここで栽培可能な作物は、果樹やオリーブに限られるため、生産調整は容易ではないと思われる。

本格調査においては、市場価格を生産出荷コスト割れまで下げない方策としての生産調整策について、実施効果と実施可能性を見極めたい。ほかの国家政策やイスラム教義あるいは先祖代々続けられて来た石ころ荒れ地を開拓してきた農民の心理などとの整合性を含めての検討が必要であろう。

3-5-6 マーケティングへの政府支援

現在、「シ」国農産物の市場開拓を担っているのは、流通(卸売り)業者である。これら業者は、歩留まりの良い畑を丸ごと買い付け、自ら分級、箱詰めして発送する。

これらの業者は、引き合いの強さを見ながら、粒ぞろいや鮮度などの品質を売りものに価格を交渉する。取引過程で出荷品の品質と安定供給能力などで買い手の信用を得て市場を開拓し利益を拡大していく。

これら業者の市場開拓経験や品質確保のための農業者への技術指導経験から、品質向上計画の新提案候補を検索政策効果を評価したい。農業者への技術指導の効率を向上させるため、流通業者と農業者の力関係も把握しておきたい。

3-5-7 需給動向の把握—“国内消費量は聞き込み調査が必要”

対象4品目の生産・輸出・輸入・総供給量に関する1990年から1998年までの数値並びに1999年の輸出相手国上位3か国は表3-5-7①及び表3-5-7②に示すとおりである。各品目ともかなりの余剰があるといわれているが実際の国内消費量についての公表数値はなく、人それぞれの発言が異なるゆえ、時間をかけより数多くの聞き込みを行い実際に近い数値を把握する必要がある。オリーブオイルについては年間消費量約7万5,000tとの数値がつかまれている。

また農産加工品の製造に回される原料農産物の量についての公表数値もなく、聞き取り調査に頼らざるを得ないが(農産加工品は工業省の管轄下にある)、各生産物のサイズのうち“Small”に選別されたものが農産加工品に回ると見なすこともできる。

最近年の生産ベースでそれぞれのサイズ別仕分けは；(1)柑橘類：big / 25-30%、medium / 50-55%、small / 20-25%、(2)リンゴ：big / 35%、medium / 35%、small / 30%、(3)トマト：big / 35%、medium / 40%、small / 25%である。(4)オリーブオイル：オリーブは生産高のうち約10%が食用で、90%が搾油用である。オリーブオイルは搾油用オリーブから油分25%の割合で生産される。また各品目とも相場が大幅に下がった際加工用に回されることも多い。

表 3-5-7 ① 選択 4 品目の需給状況 (1990-1998)

Unit : 1000 MT

		1990	1991	1992	1993	1994	1995	1996	1997	1998
(1) Citrus	生産	363	450	319	455	619	565	696	550	740
	輸入	-	-	-	0.3	6	0.1	0.002	-	-
	輸出	3	6	1.4	1	3	16	11	9	14
	総供給量	360	444	317.6	454.3	622	549.1	685	541	726
(2) Apple	生産	205	215	270	235	224	224	302	356	362
	輸入	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	輸出	1	4	4	4	3	6	4	6	17.5
	総供給量	204	211	266	231	221	218	298	350	344.5
(3) Olive Oil	生産	103.5	50.9	116.8	73.1	116.6	95.2	145.7	90.7	175.5
	輸入	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	輸出	0.1	0.5	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	総供給量	103.6	51.3	116.8	73.1	116.6	95.2	145.7	90.7	175.5
(4) Tomato	生産	430	428	481	397	426	425.5	409	407	555
	輸入	-	-	0.001	-	-	-	-	-	-
	輸出	16	30	25	64	93	73	83	108	133
	総供給量	414	398	456	333	333	353.5	326	299	422

出所 : The Annual Agricultural Statistical Abstract, 1999. - Syrian Arab Republic, Ministry of Agriculture And Agrarian Reform (MAAR).

註 : Olive Oil は Olive 生産量の 90% が搾油用であり、かつ油分 25% として換算。

表 3-5-7 ② 輸出先上位 3 国 (1999 年)

	No. 1	No. 2	No. 3
Apple	Lebanon	Germany	Saudi Arabia
Orange	Saudi Arabia	Kuwait	Russia
Mandarin	Saudi Arabia	Kuwait	UAE
Sweet Lemon	Quatar	Baharain	Kuwait
Acid Lemon	Turkey	Saudi Arabia	Kuait
Olive Oil	Turkey	Saudi Arabia	USA
Tomato	Saudi Arabia	Russia	Rumania

出所 : MAAR

3-5-8 市場開拓関連情報—“系統だてて幅広く官民へ民間業者の情報も系統的に整理分析”

民間の集出荷業者は、いまだ冒険商人的 (契約なしの出たところ商売) な業者も多いが、それゆえに最新の情報をもっている。

これら個別業者からの情報は、流通活動の内容とそのレベルを示唆するものであり、品質向上策や市場開拓策の提案に役立つ生の情報である。これらの情報は個別的分散的なものでもあるため、品目別に生鮮品、加工品それぞれ多くの業者にあたることとし、収集情報を系統立てて整理・分析する必要がある。

一部の業者(利権を持つ有力企業家や冒険商人的業者)は時宜を得た市場情報をもっているが、それらは指導的な人たち特に、政府関係者や関連機関(Public Company、The General Union of Agriculture)、The Chamber of Industry、The Chamber of Commerceの幹部には知られていないようであるので、系統的に収集・整理された市場情報を関係機関(者)に提供する情報収集・伝達システムの構築が必要である。

3-5-9 品質向上効果の評価検証—その体制とノウハウ

計画の最終段階では、「シ」国政府に対し本格調査終了後も品質向上の進捗状況や市場ニーズの変化をモニターして産業報告書を作成し、これらに対応する適切な政策を新たに展開する仕組みを構築するよう提案したい。

本格調査後の需給や品質、価格などをモニターして年次別産業報告書を作成することを提案するにあたっては、その体制とノウハウを農業局へ移転することを前提としたい。

3-5-10 農業保護諸制度

「シ」国政府は社会主義体制の中で農民に対しいくつかの優遇制度を実施してきたといわれている。

2010年までに欧州や近隣諸国と自由貿易協定を締結する予定とされているが、その時点までに農産物の競争力を高めていくには、前述の市場開拓や農産物の品質向上計画のほかに第3の柱として、農業保護諸制度を徐々に削減していくことも必要となろう。

このため、これら諸制度の内容や効果、財政規模を精査し制度削減に向けた提言を検討することが望まれる。